

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成 24 年 9 月 21 日（金） 午前 11 時 35 分～午前 11 時 52 分
会 場 委員会室

1. 出席者

8 番 杉 浦 敏 和、 10 番 鈴 木 勝 彦、 12 番 内 藤 と し 子、
13 番 磯 貝 正 隆、 15 番 小 嶋 克 文
オブザーバー 議 長、副議長、2 番 黒 川 美 克

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、浅岡保夫、柴田耕一、幸前信雄、鷺見宗重、内藤皓嗣、
小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- 1 12 月定例会の日程について
- 2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、副委員長の杉浦敏和委員を指名いたします。

《議 題》

1 12月定例会の日程について

委員長 事務局より説明をお願いします。

事務局説明 それでは、お手元のほうに平成24年12月高浜市議会定例会の会期及び会議日程（案）を配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思っております。会期につきましては、12月4日から12月21日までの18日間とさせていただいております。告示につきましては11月27日、一般質問の締切りを11月30日の午後5時までとし、12月4日に本会議第1日目を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案上程、説明の順で行います。なお、一部採決のほうは、現在のところ予定はございません。6日及び7日の2日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問をお願いし、11日を第4日目といたしまして、総括質疑、議案委員会付託をお願い、13日に総務建設委員会を、14日に福祉文教委員会をいずれも午前10時から開き、それぞれ付託案件の審査をお願いいたします。最終日、第5日目につきましては、21日に委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順でお願いをするものでございます。

委員長 ただいま、事務局が説明しました（案）のとおり、決定させていただいてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 異議もないようですので、(案)のとおりに決定させていただきます。なお、会期及び会議日程については、10月25日発行予定の議会だよりに掲載をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2 その他

委員長 初めに、昨日開催の総務建設委員会において、陳情第10号が採択され、本日開催の福祉文教委員会において、陳情第9号が採択されたことに伴い、議会運営に関する申し合わせにより、9月定例会の最終日に日程を追加して、意見書を提出したいと思います。陳情受付番号順に、まず「定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)」について、意見書の案文の協議をお願いしたいと思います。

意(13) 添付されております、案文のとおりで結構だと思います。提出先も含めて案文のとおりで、お願いできたらなというふうに思います。よろしくお願いたします。

委員長 今、配布の中には、今のものは入っていませんが、もう事前にお渡ししてある案文で。そういう御提案が、ありましたけども。よろしいでしょうか。今、磯貝委員から・・・

意(13) 読上げましょうか、それでは・・・

委員長 提出された、案文のとおりで結構だということですけど。

意(13) 読上げましょうか。

委員長 定数改善計画の。

意(13) 定数改善の、はい。定数改善ですよ。

委員長 これに対して、案文のとおりでいいという、御提案がありましたけれども。他に、共産党さん、よろしいですか。

意(12) これですね。はい、結構です。

委員長 公明党さん、よろしいですか。

意（15） はい。

委員長 意見書の案文については、ただいま、御協議いただきましたとおりとさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

意 見 な し

委員長 そのように決定させていただきます。次に、提出者及び賛成者を、お決めいただきたいと思います。初めに、提出者をどなたにいたしましょうか。御意見ございましたら、お願ひします。

意（13） 提出者は、議運の委員長でお願いをいたします。

委員長 はい。次に、賛成者を、お願いいたします。

意（13） オブザーバーを含む、議運のメンバーという形で、お願いをしたいと思ひます。

委員長 そういう、御意見ございましたけれども。その他に、御意見ございましたらお願ひしたいと思います。

意 見 な し

委員長 特別ないようでしたら、それでは、提出者を議会運営委員長として、賛成者を他の議会運営委員会委員、オブザーバーを含むということで、その方々にさせていただきますので、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。次に、意見書の送付先について、御協議いただきたいと思います。

意 見 な し

委員長 送付先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣として、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。次に、「震災復興住宅への三州瓦採用促進に係る意見書(案)」についての意見書の案文の協議をお願いいたします。

意(13) きょうは、お手元に配布させていただいておりますけれども、若干、前のものとちょっと変わっております。碧南の市議会との調整も含めながら、変更を若干させていただいておりますので、一度読上げますので、それをもって、お願いをしたいというふうに思いますので。それでは、「震災復興住宅への三州瓦採用促進に係る意見書(案)。東日本大震災から1年半近くが経過し、東北地方を中心とした被災地では着々と復興が進められているところであり、愛知県では震災の復興に対し多くの支援策を推進されているところです。一方、被災地である宮城県岩沼市では、全国第1号となる防災集団移転促進事業『玉浦西地区』において一戸建てと災害公営住宅341戸分を整備するなどの具体策が示されております。しかしながら、福島・宮城・岩手県の地域型復興住宅推進協議会が発行した地域型復興住宅モデルプランの冊子では、あたかも金属屋根を推奨するような掲載内容となっております。このような状況を鑑み、業界団体である愛知県陶器瓦工業組合におかれては、東北地区における復興住宅への三州瓦採用に向け、様々な広報・PR活動を推進されているところですが、一業界団体の活動では限界があります。愛知県の地域産業である三州瓦業界は大変に裾野の広い産業であり、様々な業種・業態の事業所がかかわっており、当地域に対する影響は多大なものになると懸念するところでもあります。従いまして、当議会は、三州瓦産地を抱えている愛知県におかれましても震災復興住宅へ三州瓦採用促進に繋がる種々支援措置を講じていただくよう要望いたします。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成

24年何月何日。高浜市議会。愛知県知事大村秀章殿」以上でございます。

委員長 他に、御意見ございますか。

意（8） 意見書に反対するものではございませんが、1行目の「1年半近くが経過し、」とありますけども、3月11日からは、既に1年半以上過ぎていきますので、「近く」というのを省いたほうが、よろしいのではないのでしょうか、お願いします。

委員長 そうしますと、「東日本から1年半が経過し、」で、よろしいですか。

意（8） はい。

委員長 他の委員の方からは、今の案文含めて、「近く」を除くを含めての御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

意 見 な し

委員長 よろしいですか。それでは、御意見もないようですので、意見書の案文につきましては、そのように決定させていただきます。次に、提出者及び賛成者を、お決めいただきたいと思います。初めに、提出者をどなたにいたしますか。

意（13） 議運の委員長で、お願いいたします。

委員長 次に、賛成者を、お願いいたします。

意（13） 議運のメンバー、オブザーバーを含むメンバーで、お願いをしたいと思います。

委員長 他に。

意 見 な し

委員長 他になければ、それでは、提出者を議会運営委員長とし、賛成者を他の議会運営委員会委員、オブザーバー委員を含みます。その方々にさせていただくことで、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。次に、意見書の送付先について、御協議いただきます。先ほど、13番、磯貝委員より送付先については、愛知県知事としてどうかと言う御意見がございましたが、この御意見に、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。なお、ただいまの2件の意見書(案)は、順に号数を付して、最終日に日程を追加して、提出いたします。それでは、次に、8月23日に開催されました議会改革特別委員会において、一般質問の受付期間、公表等の検討がなされ、受付期間は、現行の申し合わせのとおりとする。また、12月定例会から受け付けをした通告書の内容を随時、市のホームページに掲載をすると決定され、議会運営委員会で最終決定をすることとなっておりますが、議会改革特別委員会の決定に御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。ここで、事務局より発言を求められていますので、これを許可いたします。

事務局長 それでは、失礼をいたします。ただいま、一般質問の通告書における通告内容の随時公開が決定をされました。それに伴いまして、公表に当たり、大変恐縮でございますが、事務局よりその方法について、御提案を申し上げるものでございます。今、お手元のほうに、平成24年6月定例会一般質問議員質問時間予定表(案)という2枚ものと、もう一つは、同じ24年6月定例会におきまして、従来から公表をいたしております一般質問の発言順位から質問者、質問方法についてのもの、両面の2枚ものを配布をさせていただいており

ますので、御覧をいただきたいと思いますが、まず上の、24年6月定例会一般質問議員質問時間予定表について、御覧をいただきたいというふうに思っております。これは、従来から、議会改革特別委員会のほうでも御議論がされておりますけれども、傍聴にこられました方々の便宜を図るということ。そして、通告受付終了後に、通告議員の大方の質問日時を調整し、それがわかるものをホームページでの公表、あるいは、お電話等の照会に対して、対応するという考えで作成をいたしましたものであります。今回は、この予定表ということで、例でございますけれども、6月定例会のものを表にあらわしたものでございます。6月定例会におきましては、質問者多数により、日程どおり二日間によって行ないましたので、6月12日の場合には、通告時間に沿いますと、午前10時の開会から考えた場合に、午前の部で2人。そして午後の部で4名の方。ただし、午後の部の括弧にございます通り、「午後1時または午後1時30分～」ということでの付記をさせていただいております。これは、それぞれ皆様方御承知のとおり、通告時間をちょうだいたしておりますけれども、必ずしもその通告時間内に収まるということではございませんので、午後の開会が、それに伴って1時であるのか、1時半であるのかは、議長が、また宣告をすることがございますので、このように書かせていただいております。二日目の2枚目につきましても、これは同様の表記になっております。こうした表を、受け付けが終了した段階、あるいは、それ以前にわかっている部分については載せていきたいと。これを市の議会のほうのホームページのほうに掲載をすることを考えております。議場におきましては、従来から2枚目の資料。この2枚目の資料が、議会開会日に、傍聴者の受付のところに配布をするということで、開会日の初日には、もうすでにこれが傍聴の受付のところに配備をさせていただいております。今回は、なおかつ、これに加えて、もう少し一般質問の大項目だけを記載した、先ほどの資料も合わせて開会日のときには準備をさせていただいて、傍聴者の方にこの二つものをお渡しをすると、こういう考え方でございます。ただし、市のホームページに掲載いたしますのは、まずもって予定表ということになりますけれども、無論、市のホームページにつきましても、この二つの内容を掲載をすることを考えておりますので、

一度この場で、御検討、御協議をお願い申し上げるものでございます。

委員長 ただいま、事務局より提案がありました。御協議いただきたいと思
います。御意見があれば、よろしくお願ひいたします。

意 見 な し

委員長 御異議もないようですので、この以後でも申し出があれば、事務方に
御連絡いただければありがたいと思ひますが、特別な変更がなければ、このま
ま進めていきたいと思ひます。

意 見 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。皆
さん方で、何かあればお願ひいたします。

「ありません。」と発声するものあり。

委員長 なければ、以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前11時52分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長